

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
I 生産力強化事業	【スマート農業導入事業】						
	ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術の導入に対する支援	<p>○個人・法人の場合            (1)認定農業者            (2)認定新規就農者            (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合            (1)農業協同組合            (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物            ○畜産</p>	<p>○補助率            ・税抜の2/3以内</p> <p>○上限額            ・300万円</p>	<p>(1)スマート農業技術活用の機器・機械の取得に要する経費（備品購入費）</p> <p>(2)システムの月額利用料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象経費から除く。</p> <p>(3)税抜30万円未満の事業は対象外とする。</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(2)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとする。</p> <p>(3)「福島県スマート農業等推進方針」に定める「営農類型別のスマート農業等技術」に記載する技術を対象とする。</p> <p>(4)トラクター、田植機、コンバインについては、一定の面積基準以下である場合、補助事業の対象外とする。（基準は別紙参照）</p> <p>(5)対象のスマート農業技術は、申請時点で市場リリース済みのものとする。</p> <p>(6)鳥獣関係の補助事業については、募集対象外とする。（別途、市補助事業「鳥獣被害対策事業費補助金」の案内が可能なため）</p>	<p>(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。</p> <p>(2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。</p> <p>(3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。</p> <p>(4)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとする。</p> <p>(5)団体における受益農家は、1事業について3戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、1戸であっても可とする。また、法人については、構成員（出資者、役員等）1名を1戸とみなすものとし、構成員の中に同一生計の者が2名以上いる場合は、同一生計毎に1戸とみなすものとする。</p> <p>(6)補助事業等は、新築、新品又は新設等による、新たな取り組みを行う事業とする。（機械等の更新は対象としない。）</p> <p>(7)対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上とする。</p> <p>(8)工事雑費等の工事請負費は、対象としないものとする。</p> <p>(9)目的外使用の恐れが多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。（補助対象経費（税抜）が300千円未満の事業を含む。）ただし、ブランド化・販路拡大事業は除くものとする。</p> <p>(10)補助対象者等は厳正な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるように、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。</p>
	【環境にやさしい農業推進事業】						
	有機・特別栽培に取り組むための機械導入に対する支援	<p>○有機JAS認証・特別栽培農産物認証を取得している農業者</p> <p>○環境保全型農業直接支払交付金の活用団体</p>	<p>○全作物            ○畜産</p>	<p>○補助率            ・税抜の2/3以内</p> <p>○上限額            ・300万円</p>	<p>(1)有機農業に取り組むための機器・機械の取得に要する経費。（備品購入費）</p> <p>(2)有機JAS認証、特別栽培農産物認証の取得に要する費用は対象外とする。</p> <p>(3)堆肥散布の機械購入に要する経費（備品購入費）</p> <p>(4)税抜30万円未満の事業は対象外とする。</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(2)有機JAS認証または特別栽培農産物認証を受けている者で、当該者が整備するほ場で農産物を生産し、かつ、当該農産物を出荷していること。</p> <p>(3)農産物の生産方法が有機JAS規格第4条の規定を満たしており、かつ、補助金の交付決定を受けた日から5年以上有機JAS認証を申請し、農業経営を継続する意思を有している者。</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(2)有機農業に取り組むための機械導入については、環境負荷が少なく持続性の高い事業内容であること。</p> <p>(3)マニュアルスプレッド等の堆肥散布のための機械導入については、耕畜連携支援を前提とするもの。</p>
耕畜連携に資する堆肥散布のための機械導入に対する支援	<p>○個人・法人の場合            (1)認定農業者            (2)認定新規就農者            (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合            (1)農業協同組合            (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物            ○畜産</p>	<p>○補助率            ・税抜の2/3以内</p> <p>○上限額            ・300万円</p>	<p>(1)有機農業に取り組むための機器・機械の取得に要する経費。（備品購入費）</p> <p>(2)有機JAS認証、特別栽培農産物認証の取得に要する費用は対象外とする。</p> <p>(3)堆肥散布の機械購入に要する経費（備品購入費）</p> <p>(4)税抜30万円未満の事業は対象外とする。</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(2)有機農業に取り組むための機械導入については、環境負荷が少なく持続性の高い事業内容であること。</p> <p>(3)マニュアルスプレッド等の堆肥散布のための機械導入については、耕畜連携支援を前提とするもの。</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(2)有機JAS認証または特別栽培農産物認証を受けている者で、当該者が整備するほ場で農産物を生産し、かつ、当該農産物を出荷していること。</p> <p>(3)農産物の生産方法が有機JAS規格第4条の規定を満たしており、かつ、補助金の交付決定を受けた日から5年以上有機JAS認証を申請し、農業経営を継続する意思を有している者。</p>	

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準	
I 生産力強化事業	【園芸作物パワーアップ事業】							
	施設園芸の強化に向け、農作物生産に必要な生産設備の導入や優良品種の種苗購入等に対する支援	<p>○個人・法人の場合</p> <p>(1)認定農業者</p> <p>(2)認定新規就農者</p> <p>(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合</p> <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○野菜類</p> <p>○果樹類</p> <p>○花き類</p> <p>○きのこ類</p>	<p>○補助率</p> <p>(1)重点作物 ・税抜の2/3以内</p> <p>(2)作付推進作物等 ・税抜の1/2以内 (ほ場整備地区で高収益作物として取り組む事業を含む)</p> <p>(3)その他 ・税抜の1/3以内(ビニールハウスの被覆資材張替費用含む)</p> <p>○上限額</p> <p>(1)機械/設備/種苗等購入 ・振興作物：200万円 ・その他：100万円</p> <p>(2)園芸施設(ビニールハウス及び付帯設備)・果樹棚(ジョイント栽培仕立て)の設置 ・振興作物：400万円 ・その他：200万円</p>	<p>(1)園芸施設(ビニールハウス本体及び付帯設備)の整備に要する資材費</p> <p>(2)果樹棚(ジョイント栽培仕立て)の導入に要する資材費</p> <p>(3)優良品種の種苗導入に要する購入費用(資材費)</p> <p>(4)園芸作物の生産拡大のために使用する機械本体の導入費用(備品購入費)</p> <p>(5)園芸施設(ビニールハウス)の被覆資材の張替えに要する資材費</p> <p>(6)税抜30万円未満の事業は対象外とする。</p>	<p>(1)「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づく振興作物を基本とする。</p> <p>(2)これまで出荷目的で栽培してきた作物の生産を強化するために取り組む事業を対象とする。</p> <p>(3)導入資材等は受益面積等に合致したものである。</p> <p>(4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものである。</p> <p>(5)「優良品種」は、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○福島県オリジナル品種 ○福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種 ○福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種</p>	<p>(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。</p> <p>(2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。 ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体が、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。</p> <p>(3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。</p> <p>(4)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の实情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものである。</p> <p>(5)団体における受益農家は、1事業について3戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、1戸であっても可とする。 また、法人については、構成員(出資者、役員等)1名を1戸とみなすものとし、構成員の中に同一生計の者が2名以上いる場合は、同一生計毎に1戸とみなすものとする。</p>	
	【園芸作物チャレンジ事業】							
	新規作物の作付に係る生産設備資材や優良品種の種苗購入に対する支援	<p>○個人・法人の場合</p> <p>(1)認定農業者</p> <p>(2)認定新規就農者</p> <p>(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合</p> <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○野菜類</p> <p>○果樹類</p> <p>○花き類</p> <p>○きのこ類</p>	<p>○補助率</p> <p>(1)重点作物 ・税抜の2/3以内</p> <p>(2)作付推進作物等 ・税抜の1/2以内 (ほ場整備地区で高収益作物として取り組む事業を含む)</p> <p>(3)その他 ・税抜の1/3以内(ビニールハウスの被覆資材張替費用含む)</p> <p>○上限額</p> <p>(1)機械/設備/種苗等購入 ・振興作物：200万円 ・その他：100万円</p> <p>(2)園芸施設(ビニールハウス及び付帯設備)・果樹棚(ジョイント栽培仕立て)の設置 ・振興作物：400万円 ・その他：200万円</p>	<p>(1)園芸施設(ビニールハウス本体及び付帯設備)の整備に要する資材費</p> <p>(2)果樹棚(ジョイント栽培仕立て)の導入に要する資材費</p> <p>(3)優良品種の種苗導入に要する購入費用(資材費)</p> <p>(4)園芸作物の生産拡大のために使用する機械本体の導入費用(備品購入費)</p> <p>(5)園芸施設(ビニールハウス)の被覆資材の張替えに要する資材費</p> <p>(6)新たな生産活動に必要な資材費(マルチ・支柱・出荷資材等)</p> <p>(7)税抜30万円未満の事業は対象外とする。</p>	<p>(1)「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づく振興作物を基本とする。</p> <p>(2)これまで出荷目的で栽培してきた作物の生産を強化するために取り組む事業を対象とする。</p> <p>(3)導入資材等は受益面積等に合致したものである。</p> <p>(4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものである。</p> <p>(5)「優良品種」は、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○福島県オリジナル品種 ○福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種 ○福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種</p> <p>(6)生産資材の購入は、必要最低限に数量であることとする。</p>	<p>(6)補助事業等は、新築、新品又は新設等による、新たな取り組みを行う事業とする。(機械等の更新は対象としない。)</p> <p>(7)対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上とする。</p> <p>(8)工事雑費等の工事請負費は、対象としないものとする。</p> <p>(9)目的外使用の恐れが多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。(補助対象経費(税抜)が300千円未満の事業を含む。)ただし、ブランド化・販路拡大事業は除くものとする。</p> <p>(10)補助対象者等は厳正の確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるように、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。</p>	

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準	
II 流通・販売力強化事業	ブランド化・販路拡大事業							
	【6次化関係】							
	農産物の高付加価値化による6次産業化を推進するための取り組みに対する支援  【ハード事業】 ・加工設備・機械の導入支援  【ソフト事業】 ・6次化商品開発に係る支援	○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者  ○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体	○全作物 ○畜産	○補助率 ・税抜の1/2以内  ○上限額 <ソフト事業> ・100万円まで  <ハード事業> ・75万円まで	<ハード事業> (1)加工品を自ら生産開始・拡大するために必要な加工機械等の整備に要する備品購入費 (2)設備と一体的に使用する備品等も対象とする。(消耗品を除く)  <ソフト事業> (1)開発製造委託料(原材料費は除く) (2)パッケージデザイン開発費用 (3)専門家等からの助言・指導に係る費用 (4)成分分析・安全性や機能性の評価試験等に係る費用 (5)講習受講・資格取得等受験費用等	(1)導入費用は必要最小限のものとする。  (2)本市農産物の6次化商品開発に資する経費のみを対象とする。  (3)申請者分の旅費等は対象外とする。	(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。  (2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体た、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。  (3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。	
	【直売所関係】							
直売所のステップアップに向けた施設・設備導入等に対する支援	○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者  ○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体	○全作物 ○畜産	○補助率 ・税抜の1/2以内  ○上限額 ・100万円まで	(1)直売所で使用するPOSレジスターや販売促進活動に必要なPOP制作機器等の購入に要する備品購入費 (2)直売所用の什器や棚、製製品陳列のための冷凍庫・冷蔵庫等の購入に要する備品購入費 (3)直売所をHPやパンフレット等を活用してPRする目的で広告物等を外部発注する際に要する委託費(デザイン費、コーディング制作費、保守・管理費等)、印刷製本費(広告物の印刷代等) (4)フェア等のイベント開催に要する広告宣伝費(チラシ、SNS等の媒体を活用した際に係る宣伝費用)、消耗品費(10万円未満の看板や装飾品、チラシ)、ポスターの印刷費用	(1)導入費用は必要最小限のものとする。  (2)主に本市農産物を取り扱う直売所等を対象とする。  (3)HP及びパンフレット等の委託については、新規制作する場合のみ対象とし、改変・増刷等は対象外とする。  (4)フェア等については、不特定多数を対象とする場合に限る。	(4)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとす。  (5)団体における受益農家は、1事業について3戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、1戸であっても可とする。また、法人については、構成員(出資者、役員等)1名を1戸とみなすものとし、構成員の中に同一生計の者が2名以上いる場合は、同一生計毎に1戸とみなすものとする。  (6)補助事業等は、新築、新品又は新設等による、新たな取り組みを行う事業とする。(機械等の更新は対象としない。)		
【ブランド化・販路拡大関係】								
農産物のブランド化や販路拡大を推進するための費用を支援(ソフト事業)  (1)商標取得に要する費用の支援 (2)地理的表示(GI)保護制度登録に要する費用の支援 (3)有機栽培のPRIに要する費用の支援 (4)GAPのPRIに要する費用の支援 (5)商談会、品評会等への出展に要する費用の支援 (6)農園や農産物を紹介するHPやパンフレット、ロゴデザインの委託費用、出荷資材等の新規作製に要する費用の支援 (7)団体で共同出荷するためのブランドロゴ入り段ボール等の作製に要する費用の支援	○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者  ○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体	○全作物 ○畜産	○補助率 (1)10/10以内  (2)~(6) 税抜の1/2以内  (7) 以下のとおり 重点作物：税抜の2/3以内 作付推進作物：税抜の1/2以内 その他：税抜の1/3以内  ○上限額 (1) 定 額  (2)~(6) 50万円まで  (7) 100万円まで	(1)商標取得に要する出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に関して専門業者に委託した費用 (2)地理的表示(GI)保護制度登録に要する出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に要する専門業者への委託費用 (3)有機栽培のPRIに要するのぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等のPR資材費用(認証取得費用は対象外) (4)GAPのPRIに使用するのぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等のPR資材費用(認証取得費用は対象外) (5)商談会、品評会等への出展料、電気代、出展ブースの装飾品(ポスター、パネル等)、PR動画制作のための委託費用、モニター等のレンタル代、送料等(申請者分の旅費、宿泊費、人件費は対象外) (6)農園や農産物を紹介するHP制作に要する委託費(デザイン費、コーディング制作費、保守・管理費等)、PR資材費、印刷製本費(広告物の印刷代等) (7)共選・贈答用段ボールの作製費用、版の作製費用	(1)導入費用等は、必要最小限のものとする。  (2)申請者分の旅費等は対象外とする。  (3)広告物等の制作については、不特定多数を対象とする場合に限る。  (4)HP及びパンフレット等の委託については、新規制作する場合のみ対象とし、改変・増刷等は対象外とする。  (5)団体等で使用する共同出荷用の資材等については、ブランドロゴ入りのものに限る。また、版の作製費用は新規作製分のみ対象。	(7)対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上とする。  (8)工事雑費等の工事請負費は、対象としないものとする。  (9)目的外使用の恐れが多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。(補助対象経費(税抜)が300千円未満の事業を含む。)ただし、ブランド化・販路拡大事業は除くものとする。  (10)補助対象者等は厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるように、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。		

事業種別	対象事業	対象者	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
重点作物推進事業	ねぎ産地生産拡大事業					
	【新規就農者支援（生産）関係】					
	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 2/3以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	福島さくら農業協同組合がねぎの生産のために事業実施期間内に貸出す管理機、移植機及び収穫機（以下、「各機械」という）の使用料	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）。なお、「これに準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人 (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）。 (3)管理機6,000円/日、移植機6,500円/日、収穫機19,000円/日を単価として使用日数及び助成率を乗じて算出した額から100円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (4)オペレーターの人件費及び各機械の運搬費用は対象外	(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。
	【新規就農者支援（出荷）関係】					
	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 1/10以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内の福島さくら農業協同組合いわき長ネギ選果調製施設の利用料	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）。なお、「これに準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人 (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者とする。（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）。 (3)選果調製費用400円/箱を単価として製品数及び助成率を乗じて算出した額から10円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (4)出荷資材代、集荷運賃、出荷運賃、市場手数料、JA手数料、全農手数料は対象外 (5)規格外品に対して生じた利用料は対象外 (6)1箱（5kg）未満の分量に対して生じた利用料は対象外	(2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。 ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体か、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。  (3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。  (4)本事業の対象となるねぎは事業実施年度に作付けされ、事業実施年度の10月1日から3月15日の間に出荷される長ねぎを指し、品種は問わない。
	【新規就農者支援（経営）関係】					
	ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 定額  ○単価 2万円/10a以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内に作付け及び出荷されるねぎの作付面積	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者（事業実施期間内になることが確実に見込まれる者を含む。）。なお、「これに準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人 (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者またはこれに準ずる者（事業実施期間内になることが確実に見込まれる者を含む。）。 (3)事業実施期間内に作付けされるねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者が作付けするねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるかどうかを問わない。 (4)ねぎの収穫前に実施する現地確認調査（作付面積を測定するとともに生育状況を把握し、適切な肥培管理及び防除がなされているか確認するもの）を受けること。 (5)単価に作付面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (6)3a未満の作付面積は対象外	(6)大規模生産者とは、事業実施年度の前年度において1.6ha以上のねぎの作付け及び出荷実績があり、かつ、事業実施年度に1.6ha以上のねぎの作付け及び出荷が見込まれる者をいう。  (7)ねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者はこの限りではない。  (8)補助対象者等はねぎの生育に最適な肥培管理並びに雑草及び病害虫の発生予防の措置を行い、その経過を栽培日誌に記録するものとする。
	【規模拡大等支援関係】					
	ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 定額  ○単価 17万円/10a以内または8万5千円/10a以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内に出荷されるねぎの作付面積または事業実施期間内に出荷するねぎの作付面積から事業実施年度の前年度のねぎの作付面積を差し引いた面積（以下、拡大面積という）	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、事業実施期間内に農業経営を開始する者または事業実施年度の前年度以前にねぎの作付け及び出荷実績が無く、事業実施期間内に初めてねぎを作付けする者並びに事業実施年度の前年度以前から継続してねぎの作付け及び出荷を行っている者 (2)大規模生産者は事業実施年度の前年度以前から継続してねぎの作付け及び出荷を行っている者 (3)事業実施期間内に作付けされるねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者が作付けするねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるかどうかを問わない。 (4)事業実施年度の前年度に作付けしたねぎは福島さくら農業協同組合以外に出荷したものを含む。 (5)ねぎの収穫前に実施する現地確認調査（作付面積を測定するとともに生育状況を把握し、適切な肥培管理及び防除がなされているか確認するもの）を受けること。 (6)単価に拡大面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (7)拡大面積3a未満は対象外	(9)補助対象者等はねぎ作付計画書に記載した各ほ場について、作付け直後と収穫直前にねぎの作付け及び生育状況が確認できる写真を撮影し、保存すること。

別表1 (本体事業)

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
I 生産力強化事業	【スマート農業導入事業】						
	ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術の導入に対する支援	<p>○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物 ○畜産</p>	<p>○補助率 ・ 税抜の2/3以内</p> <p>○上限額 ・ 300万円まで</p> <p>※税抜30万円未満の事業は対象外</p>	<p>(1)スマート農業技術活用の機器・機械の取得に要する経費（備品購入費）</p> <p>(2)システムの月額利用料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象経費から除く。</p> <p>(3)その他市長が必要と認める経費</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(2)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとす。</p> <p>(3)福島県運営の「スマ農ふくしま（HP）」掲載の「スマート農業等技術」のほか、市長が必要と定める技術を対象とする。</p> <p>(4)トラクター、田植機、コンバインについては、一定の面積基準以下である場合、補助事業の対象外とする。（基準は別紙参照）</p> <p>(5)対象のスマート農業技術は、申請時点で市場リリース済みのものとする。</p> <p>(6)鳥獣関係の補助事業については、募集対象外とする。（別途、市補助事業「鳥獣被害対策事業費補助金」の案内が可能なため）</p>	<p>(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。</p> <p>(2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体が、市内の農業を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。</p> <p>(3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。</p> <p>(4)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとす。</p> <p>(5)団体における受益農家は、1事業について3戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、1戸であっても可とする。</p> <p>(6)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとす。</p> <p>(7)対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上とする。</p> <p>(8)工事雑費等の工事請負費は、対象としないものとする。</p> <p>(9)目的外使用の恐れが多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。（補助対象経費（税抜）が300千円未満の事業を含む。）ただし、ブランド化・販路拡大事業は除くものとする。</p> <p>(10)補助対象者等は厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるように、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。</p>
	【環境にやさしい農業推進事業】						
	有機・特別栽培に取り組むための機械導入に対する支援	<p>○有機JAS認証・特別栽培農産物認証を取得している農業者</p> <p>○環境保全型農業直接支払交付金の活用団体</p>	<p>○全作物 ○畜産</p>	<p>○補助率 ・ 税抜の2/3以内</p> <p>○上限額 ・ 300万円まで</p> <p>※税抜30万円未満の事業は対象外</p>	<p>(1)有機農業に取り組むための機器・機械の取得に要する経費（備品購入費）。</p> <p>(2)有機JAS認証、特別栽培農産物認証の取得に要する費用は対象外とする。</p> <p>(3)堆肥散布の機械購入に要する経費（備品購入費）</p> <p>(4)その他市長が必要と認める経費</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(2)有機JAS認証または特別栽培農産物認証を受けている者で、当該者が整備するほ場で農産物を生産し、かつ、当該農産物を出荷していること。</p> <p>(3)農産物の生産方法が有機JAS規格第4条の規定を満たしており、かつ、補助金の交付決定を受けた日から5年以上有機JAS認証を申請し、農業経営を継続する意思を有している者。</p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(2)有機農業に取り組むための機械導入については、環境負荷が少なく持続性の高い事業内容であること。</p> <p>(3)マニュアルスプレッド等の堆肥散布のための機械導入については、耕畜連携支援を前提とするもの。</p>
耕畜連携に資する堆肥散布のための機械導入に対する支援	<p>○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>						

別表1 (本体事業)

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
I 生産力強化事業	【園芸作物パワーアップ事業】						
	施設園芸の強化に向け、農作物生産に必要な生産設備の導入や優良品種の種苗購入等に対する支援	<p>○個人・法人の場合</p> <p>(1)認定農業者</p> <p>(2)認定新規就農者</p> <p>(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合</p> <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○園芸作物</p> <p>・野菜</p> <p>・果樹</p> <p>・花き</p> <p>○その他市長が必要と認める作物</p>	<p>○補助率</p> <p>(1)重点作物</p> <p>・ 税抜の2/3以内</p> <p>(2)作付推進作物等</p> <p>・ 税抜の1/2以内</p> <p>(※ほ場整備地区で高収益作物として取り組む事業を含む)</p> <p>(3)その他</p> <p>・ 税抜の1/3以内</p> <p>○上限額</p> <p>(1)種苗・機械等購入</p> <p>・ 振興作物：200万円まで</p> <p>・ その他：100万円まで</p> <p>(2)園芸施設（ビニールハウス及び付帯設備）・果樹棚（ジョイント栽培仕立て）</p> <p>・ 振興作物：400万円まで</p> <p>・ その他：200万円まで</p>	<p>(1)園芸施設（ビニールハウス本体及び付帯設備）の整備に要する資材費</p> <p>(2)果樹棚（ジョイント栽培仕立て）の導入に要する資材費</p> <p>(3)優良品種の種苗導入に要する購入費用（資材費）</p> <p>(4)園芸作物の生産拡大のために使用する機械本体の導入費用（備品購入費）</p> <p>(5)園芸施設（ビニールハウス）の被覆資材の張替えに要する資材費</p> <p><b>(6)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づく振興作物を基本とする。</p> <p>(2)これまで出荷目的で栽培してきた作物の生産を強化するために取り組む事業を対象とする。</p> <p>(3)導入資材等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとす。</p> <p>(5)「優良品種」は、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>○福島県オリジナル品種</p> <p>○福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種</p> <p>○福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種</p>	
	【園芸作物チャレンジ事業】						
	新規作物の作付に係る生産設備資材や優良品種の種苗購入に対する支援	<p>○個人・法人の場合</p> <p>(1)認定農業者</p> <p>(2)認定新規就農者</p> <p>(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合</p> <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○園芸作物</p> <p>・野菜</p> <p>・果樹</p> <p>・花き</p> <p>○その他市長が必要と認める作物</p>	<p>○補助率</p> <p>(1)重点作物</p> <p>・ 税抜の2/3以内</p> <p>(2)作付推進作物等</p> <p>・ 税抜の1/2以内</p> <p>(※ほ場整備地区で高収益作物として取り組む事業を含む)</p> <p>(3)その他</p> <p>・ 税抜の1/3以内</p> <p>○上限額</p> <p>(1)設備/機械/種苗購入</p> <p>・ 振興作物：200万円まで</p> <p>・ その他：100万円まで</p> <p>(2)園芸施設（ビニールハウス及び付帯設備）・果樹棚（ジョイント栽培仕立て）</p> <p>・ 振興作物：400万円まで</p> <p>・ その他：200万円まで</p>	<p>(1)園芸施設（ビニールハウス本体及び付帯設備）の整備に要する資材費</p> <p>(2)果樹棚（ジョイント栽培仕立て）の導入に要する資材費</p> <p>(3)優良品種の種苗導入に要する購入費用（資材費）</p> <p>(4)園芸作物の生産拡大のために使用する機械本体の導入費用（備品購入費）</p> <p>(5)園芸施設（ビニールハウス）の被覆資材の張替えに要する資材費</p> <p>(6)新たな生産活動に必要な資材費（マルチ・支柱・出荷資材等）</p> <p><b>(7)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づく振興作物を基本とする。</p> <p>(2)これまで出荷用としては栽培していない作物を、新たに出荷目的で生産する事業を対象とする。</p> <p>(3)導入資材等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとす。</p> <p>(5)「優良品種」は、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>○福島県オリジナル品種</p> <p>○福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種</p> <p>○福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種</p> <p>(6)生産資材の購入は、必要最低限に数量であることとする。</p>	

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準	
II 流通・販売力強化事業	ブランド化・販路拡大事業							
	【6次化関係】							
	<p>農産物の高付加価値化による6次産業化を推進するための取り組みに対する支援</p> <p>【ハード事業】 ・加工設備・機械の導入支援</p> <p>【ソフト事業】 ・6次化商品開発に係る支援</p>	<p>○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物 ○畜産</p>	<p>○補助率 ・ 税抜の1/2以内</p> <p>○上限額 &lt;ソフト事業&gt; ・ 100万円まで &lt;ハード事業&gt; ・ 75万円まで</p>	<p>&lt;ハード事業&gt; (1)加工品を自ら生産開始・拡大するために必要な加工機械等の整備に要する備品購入費 (2)設備と一体的に使用する備品等も対象とする。（消耗品を除く） &lt;ソフト事業&gt; 開発製造委託料（原材料費は除く）、パッケージデザイン開発費用、専門家等からの助言・指導に係る費用、成分分析・安全性や機能性の評価試験等に係る費用、講習受講・資格取得等受験費用等</p> <p><b>その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)導入費用は必要最小限のものとする。 (2)本市農産物の6次産業化に関するもののみを対象とする。 (3)</p>	<p>(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。 (2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。 ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体か、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。 (3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。 (4)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとす。 (5)団体における受益農家は、1事業について3戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、1戸であっても可とする。 また、法人については、構成員（出資者、役員等）1名を1戸とみなすものとし、構成員の中に同一生計の者が2名以上いる場合は、同一生計毎に1戸とみなすものとする。 (6)補助事業等は、新築、新品又は新設等による、新たな取り組みを行う事業とする。（機械等の更新は対象としない。） (7)対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上とする。 (8)工事雜費等の工事請負費は、対象としないものとする。 (9)目的外使用の恐れが多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。（補助対象経費（税抜）が300千円未満の事業を含む。）ただし、ブランド化・販路拡大事業は除くものとする。 00補助対象者等は厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるように、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。</p>	
【直売所関係】								
<p>直売所のステップアップに向けた施設・設備導入等に対する支援</p>	<p>○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物 ○畜産</p>	<p>○補助率 ・ 税抜の1/2以内</p> <p>○上限額 ・ 100万円まで</p>	<p>(1)直売所で使用するPOSレジスターや販売促進活動に必要なPOP制作機器等の購入に要する備品購入費 (2)直売所用の什器や棚、製製品陳列のための冷凍庫・冷蔵庫等の購入に要する備品購入費 (3)直売所をHPやパンフレット等を活用してPRする目的で広告物等を外部発注する際に要する委託費（デザイン費、コーディング制作費、保守・管理費等）、印刷製本費（広告物の印刷代等） (4)フェア等のイベント開催に要する広告宣伝費（チラシ、SNS等の媒体を活用した際に係る宣伝費用）、消耗品費（10万円未満の看板や装飾品、チラシ）、ポスターの印刷費用</p> <p><b>(5)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)導入費用は必要最小限のものとする。 (2)主に本市農産物を取り扱う直売所等を対象とする。 (3)HP及びパンフレット等の委託費については、新規で制作場合のみとし、改変・増刷等は対象外とする。 (4)フェア等については、不特定多数を対象とする場合に限る。</p>			
【ブランド化・販路拡大関係】								
<p>農産物のブランド化や販路拡大を推進するための費用を支援（ソフト事業）</p> <p>(1)地理的表示（GI）保護制度登録に要する費用の支援</p> <p>(2)商標取得に要する費用の支援</p> <p>(3)有機栽培のPRIに要する費用の支援</p> <p>(4)GAPのPRIに要する費用の支援</p> <p>(5)商談会、品評会等への出展に要する費用の支援</p> <p>(6)農園や農産物を紹介するHPやパンフレット、ロゴデザインの委託費用、出荷資材等の新規作製に要する費用の支援</p> <p>(7)団体で共同出荷するためのブランドロゴ入り段ボール等の作製に要する費用の支援</p>	<p>○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物 ○畜産</p>	<p>○補助率 (1)～(6)：税抜の1/2以内 (7)：以下のとおり 重点作物：税抜の2/3以内 作付推進作物：税抜の1/2以内 その他：税抜の1/3以内</p> <p>○上限額 (1)～(6)：50万円まで (7)：100万円まで</p>	<p>(1)登録に係る出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に要する専門業者への委託費用 (2)商標取得に係る出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に関して専門業者に委託した費用 (3)有機栽培のPRIについては、のぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等のPR資材作製に係る費用（認証取得費用は対象外） (4)GAPのPRIについては、のぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等のPR資材作製に係る費用（認証取得費用は対象外） (5)イベントの出展料、電気代、出展ブースの装飾品（ポスター、パネル等）、PR動画制作のための委託費用、モニター等のレンタル代、送料等（申請者分の旅費、宿泊費、人件費は対象外） (6)農園や農産物を紹介するHP制作は、新規制作費用のみとし、改変・増刷等は対象外 (7)共選・贈答用段ボールの作製費用（団体等で使用するブランドロゴ入りのものに限る） 版式の作製費用（新規作製に限る） <b>(8)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)導入費用等は、必要最小限のものとする。 (2)</p>			

別表2（ねぎ産地生産拡大事業）

事業種別	対象事業	対象者	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
重点作物推進事業	ねぎ産地生産拡大事業					
	【新規就農者支援（生産）関係】					
	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 2/3以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	福島さくら農業協同組合がねぎの生産のために事業実施期間内に貸出す管理機、移植機及び収穫機（以下、「各機械」という）の使用料	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）を通じて事業を実施するものとする。なお、「準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人 (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）とする。 (3)管理機6,000円/日、移植機6,500円/日、収穫機19,000円/日を単価として使用日数及び助成率を乗じて算出した額から100円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (4)オペレーターの人件費及び各機械の運搬費用は対象外	(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。 (2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。 ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体が、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。 (3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。 (4)本事業の対象となるねぎは事業実施年度に作付けされ、事業実施年度の10月1日から3月15日の間に出荷される長ねぎを指し、品種は問わない。 (5)補助対象者等は福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会及び大規模生産者とする。 (6)大規模生産者とは、事業実施年度の前年度において1.6ha以上のねぎの作付け及び出荷実績があり、かつ、事業実施年度に1.6ha以上のねぎの作付け及び出荷が見込まれる者をいう。 (7)ねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者はこの限りではない。 (8)補助対象者等はねぎの生育に最適な肥培管理並びに雑草及び病害虫の発生予防の措置を行い、その経過を栽培日誌に記録するものとする。 (9)補助対象者等はねぎ作付計画書に記載した各ほ場について、作付け直後と収穫直前にねぎの作付け及び生育状況が確認できる写真を撮影し、保存すること。
	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 1/10以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内の福島さくら農業協同組合いわき長ネギ選果調製施設の利用料	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）を通じて事業を実施するものとする。なお、「準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人 (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者とする。（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）とする。 (3)選果調製費用400円/箱を単価として製品数及び助成率を乗じて算出した額から10円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (4)出荷資材代、集荷運賃、出荷運賃、市場手数料、JA手数料、全農手数料は対象外 (5)規格外品に対して生じた利用料は対象外 (6)1箱（5kg）未満の分量に対して生じた利用料は対象外	
	【新規就農者支援（経営）関係】					
ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 定額  ○単価 2万円/10a以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内に作付け及び出荷されるねぎの作付面積	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施期間内になることが確実に見込まれる者を含む。）を通じて事業を実施するものとする。なお、「準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人 (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施期間内になることが確実に見込まれる者を含む。）とする。 (3)事業実施期間内に作付けされるねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者が作付けするねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるかどうかを問わない。 (4)ねぎの収穫前に実施する現地確認調査（作付面積を測定するとともに生育状況を把握し、適切な肥培管理及び防除がなされているか確認するもの）を受けること。 (5)単価に作付面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (6)3a未満の作付面積は対象外		
【規模拡大等支援関係】						
ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	○補助率 定額  ○単価 17万円/10a以内または 8万5千円/10a以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内に出荷されるねぎの作付面積または事業実施期間内に出荷するねぎの作付面積から事業実施年度の前年度のねぎの作付面積を差し引いた面積（以下、拡大面積という）	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、事業実施期間内に農業経営を開始する者または事業実施年度の前年度以前にねぎの作付け及び出荷実績が無く、事業実施期間内に初めてねぎを作付けする者並びに事業実施年度の前年度以前からねぎの作付け及び出荷を行う者を通じて事業を実施するものとする。 (2)大規模生産者は事業実施年度の前年度以前からねぎの作付け及び出荷を行う者とする。 (3)事業実施期間内に作付けされるねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者が作付けするねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるかどうかを問わない。 (4)事業実施年度の前年度に作付けしたねぎは福島さくら農業協同組合以外に出荷したものを含む。 (5)ねぎの収穫前に実施する現地確認調査（作付面積を測定するとともに生育状況を把握し、適切な肥培管理及び防除がなされているか確認するもの）を受けること。 (6)単価に拡大面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とする。 (7)拡大面積3a未満は対象外		

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
I 生産力強化事業	【スマート農業導入事業】						
	ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術の導入に対する支援	<p>○個人・法人の場合            (1)認定農業者            (2)認定新規就農者            (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合            (1)農業協同組合            (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物            ○畜産</p>	<p>○補助率            ・税抜の2/3以内</p> <p>○上限額            ・300万円まで</p> <p>※税抜30万円未満の事業は対象外</p>	<p>(1)スマート農業技術活用の機器・機械の取得に要する経費（備品購入費）</p> <p>(2)システムの月額利用料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象経費から除く。</p> <p><b>(3)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(2)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとす。</p> <p><b>(3)福島県運営の「スマ農ふくしま（HP）」掲載の「スマート農業等技術」のほか、市長が必要と定める技術を対象とする。</b></p> <p>(4)トラクター、田植機、コンバインについては、一定の面積基準以下である場合、補助事業の対象外とする。（基準は別紙参照）</p> <p>(5)対象のスマート農業技術は、申請時点で市場リリース済みのものとする。</p> <p>(6)鳥獣関係の補助事業については、募集対象外とする。（別途、市補助事業「鳥獣被害対策事業費補助金」の案内が可能なため）</p>	<p>(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。</p> <p>(2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体が、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。</p> <p>(3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。</p> <p>(4)対象事業費は、市内において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとし、施設の規模及び構造等は利用目的に合致したものとす。</p> <p>(5)団体における受益農家は、1事業について3戸以上とし、認定新規就農者及び認定農業者については、1戸であっても可とする。また、法人については、構成員（出資者、役員等）1名を1戸とみなすものとし、構成員の中に同一生計の者が2名以上いる場合は、同一生計毎に1戸とみなすものとする。</p> <p>(6)補助事業等は、新築、新品又は新設等による、新たな取り組みを行う事業とする。（機械等の更新は対象としない。）</p>
	【環境にやさしい農業推進事業】						
	有機・特別栽培に取り組むための機械導入に対する支援	<p>○有機JAS認証・特別栽培農産物認証を取得している農業者</p> <p>○環境保全型農業直接支払交付金の活用団体</p>	<p>○全作物            ○畜産</p>	<p>○補助率            ・税抜の2/3以内</p> <p>○上限額            ・300万円まで</p> <p>※税抜30万円未満の事業は対象外</p>	<p>(1)有機農業に取り組むための機器・機械の取得に要する経費（備品購入費）。</p> <p>(2)有機JAS認証、特別栽培農産物認証の取得に要する費用は対象外とする。</p> <p>(3)堆肥散布の機械購入に要する経費（備品購入費）</p> <p><b>(4)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p><b>(2)有機JAS認証または特別栽培農産物認証を受けている者で、当該者が整備するほ場で農産物を生産し、かつ、当該農産物を出荷していること。</b></p> <p><b>(3)農産物の生産方法が有機JAS規格第4条の規定を満たしており、かつ、補助金の交付決定を受けた日から5年以上有機JAS認証を申請し、農業経営を継続する意思を有している者。</b></p>	<p>(7)対象とする施設・機械等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上とする。</p> <p>(8)工事雑費等の工事請負費は、対象としないものとする。</p> <p>(9)目的外使用の恐れが多いもの、又は事業効果の少ないものは補助の対象としないものとする。（補助対象経費（税抜）が300千円未満の事業を含む。）ただし、ブランド化・販路拡大事業は除くものとする。</p> <p>(10)補助対象者等は厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるように、事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。</p>
耕畜連携に資する堆肥散布のための機械導入に対する支援	<p>○個人・法人の場合            (1)認定農業者            (2)認定新規就農者            (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合            (1)農業協同組合            (2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○全作物            ○畜産</p>	<p>○補助率            ・税抜の2/3以内</p> <p>○上限額            ・300万円まで</p> <p>※税抜30万円未満の事業は対象外</p>	<p>(1)有機農業に取り組むための機器・機械の取得に要する経費（備品購入費）</p> <p><b>(4)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)機械等は受益面積等に合致したものとす。</p> <p>(2)有機農業に取り組むための機械導入については、環境負荷が少なく持続性の高い事業内容であること。</p> <p>(3)マニユアスプレッダ等の堆肥散布のための機械導入については、耕畜連携支援を前提とするもの。</p>		

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
I 生産力強化事業	【園芸作物パワーアップ事業】						
	施設園芸の強化に向け、農作物生産に必要な生産設備の導入や優良品種の種苗購入等に対する支援	<p>○個人・法人の場合</p> <p>(1)認定農業者</p> <p>(2)認定新規就農者</p> <p>(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合</p> <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○園芸作物</p> <p>・野菜</p> <p>・果樹</p> <p>・花き</p> <p>○<b>その他市長が必要と認める作物</b></p>	<p>○補助率</p> <p>(1)重点作物</p> <p>・税抜の2/3以内</p> <p>(2)作付推進作物等</p> <p>・税抜の1/2以内</p> <p>(※は場整備地区で高収益作物として取り組む事業を含む)</p> <p>(3)その他</p> <p>・税抜の1/3以内</p> <p>○上限額</p> <p>(1)種苗・機械等購入</p> <p>・振興作物：200万円まで</p> <p>・その他：100万円まで</p> <p>(2)園芸施設（ビニールハウス及び付帯設備）・果樹棚（ジョイント栽培仕立て）</p> <p>・振興作物：400万円まで</p> <p>・その他：200万円まで</p>	<p>(1)園芸施設（ビニールハウス本体及び付帯設備）の整備に要する資材費</p> <p>(2)果樹棚（ジョイント栽培仕立て）の導入に要する資材費</p> <p>(3)優良品種の種苗導入に要する購入費用（資材費）</p> <p>(4)園芸作物の生産拡大のために使用する機械本体の導入費用（備品購入費）</p> <p>(5)園芸施設（ビニールハウス）の被覆資材の張替えに要する資材費</p> <p><b>(6)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づく振興作物を基本とする。</p> <p>(2)これまで出荷目的で栽培してきた作物の生産を強化するために取り組む事業を対象とする。</p> <p>(3)導入資材等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとする。</p> <p>(5)「優良品種」は、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>○福島県オリジナル品種</p> <p>○福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種</p> <p>○福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種</p>	
	【園芸作物チャレンジ事業】						
	新規作物の作付に係る生産設備資材や優良品種の種苗購入に対する支援	<p>○個人・法人の場合</p> <p>(1)認定農業者</p> <p>(2)認定新規就農者</p> <p>(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者</p> <p>○団体の場合</p> <p>(1)農業協同組合</p> <p>(2)3戸以上の農業者で組織する団体</p>	<p>○園芸作物</p> <p>・野菜</p> <p>・果樹</p> <p>・花き</p> <p>○<b>その他市長が必要と認める作物</b></p>	<p>○補助率</p> <p>(1)重点作物</p> <p>・税抜の2/3以内</p> <p>(2)作付推進作物等</p> <p>・税抜の1/2以内</p> <p>(※は場整備地区で高収益作物として取り組む事業を含む)</p> <p>(3)その他</p> <p>・税抜の1/3以内</p> <p>○上限額</p> <p>(1)設備/機械/種苗購入</p> <p>・振興作物：200万円まで</p> <p>・その他：100万円まで</p> <p>(2)園芸施設（ビニールハウス及び付帯設備）・果樹棚（ジョイント栽培仕立て）</p> <p>・振興作物：400万円まで</p> <p>・その他：200万円まで</p>	<p>(1)園芸施設（ビニールハウス本体及び付帯設備）の整備に要する資材費</p> <p>(2)果樹棚（ジョイント栽培仕立て）の導入に要する資材費</p> <p>(3)優良品種の種苗導入に要する購入費用（資材費）</p> <p>(4)園芸作物の生産拡大のために使用する機械本体の導入費用（備品購入費）</p> <p>(5)園芸施設（ビニールハウス）の被覆資材の張替えに要する資材費</p> <p>(6)新たな生産活動に必要な資材費（マルチ・支柱・出荷資材等）</p> <p><b>(7)その他市長が必要と認める経費</b></p>	<p>(1)「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づく振興作物を基本とする。</p> <p>(2)これまで出荷用としては栽培していない作物を、新たに出荷目的で生産する事業を対象とする。</p> <p>(3)導入資材等は受益面積等に合致したものとする。</p> <p>(4)機械等の処理能力は受益量等に合致したものとする。</p> <p>(5)「優良品種」は、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>○福島県オリジナル品種</p> <p>○福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分に定める品種</p> <p>○福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種</p> <p>(6)生産資材の購入は、必要最低限に数量であることとする。</p>	

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
II 流通・販売力強化事業	ブランド化・販路拡大事業						
	【6次化関係】						
	農産物の高付加価値化による6次産業化を推進するための取り組みに対する支援  【ハード事業】 ・加工設備・機械の導入支援  【ソフト事業】 ・6次化商品開発に係る支援	○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者  ○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体	○全作物 ○畜産	○補助率 ・税抜の1/2以内  ○上限額 <ソフト事業> ・100万円まで <ハード事業> ・75万円まで	<ハード事業> (1)加工品を自ら生産開始・拡大するために必要な加工機械等の整備に要する備品購入費  (2)設備と一体的に使用する備品等も対象とする。(消耗品を除く) <ソフト事業> 開発製造委託料(原材料費は除く)、パッケージデザイン開発費用、専門家等からの助言・指導に係る費用、成分分析・安全性や機能性の評価試験等に係る費用、講習受講・資格取得等受験費用等  <b>(3)その他市長が必要と認める経費</b>	(1)導入費用は必要最小限のものとする。 (2)本市農産物の6次産業化に関するもののみを対象とする。 (3)	
	【直売所関係】						
	直売所のステップアップに向けた施設・設備導入等に対する支援	○個人・法人の場合 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)地域計画の目標地図に位置付けられた者  ○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体	○全作物 ○畜産	○補助率 ・税抜の1/2以内  ○上限額 ・100万円まで	(1)直売所で使用するPOSレジスターや販売促進活動に必要なPOP制作機器等の購入に要する備品購入費  (2)直売所用の什器や棚、製製品陳列のための冷凍庫・冷蔵庫等の購入に要する備品購入費  (3)直売所をHPやパンフレット等を活用してPRする目的で広告物等を外部発注する際に要する委託費(デザイン費、コーディング制作費、保守・管理費等)、印刷製本費(広告物の印刷代等)  (4)フェア等のイベント開催に要する広告宣伝費(チラシ、SNS等の媒体を活用した際に係る宣伝費用)、消耗品費(10万円未満の看板や装飾品、チラシ)、ポスターの印刷費用  <b>(5)その他市長が必要と認める経費</b>	(1)導入費用は必要最小限のものとする。 (2)主に本市農産物を取り扱う直売所等を対象とする。 (3)HP及びパンフレット等の委託費については、新規で作成のみとし、改変・増刷等は対象外とする。 (4)フェア等については、不特定多数を対象とする場合に限る。	

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
	【ブランド化・販路拡大関係】						
	農産物のブランド化や販路拡大を推進するための費用を支援（ソフト事業）				(1)登録に係る出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に要する専門業者への委託費用 (2)商標取得に係る出願手数料、登録手数料、更新登録料、商標取得に関して専門業者に委託した費用 (3)有機栽培のPRIについては、のぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等のPR資材作製に係る費用（認証取得費用は対象外） (4)GAPのPRIについては、のぼり旗、商品貼付シール、パンフレット等のPR資材作製に係る費用（認証取得費用は対象外） (5)イベントの出展料、電気代、出展ブースの装飾品（ポスター、パネル等）、PR動画制作のための委託費用、モニター等のレンタル代、送料等（申請者分の旅費、宿泊費、人件費は対象外） (6)農園や農産物を紹介するHP制作は、新規制作費用のみとし、改変・増刷等は対象外 (7)共選・贈答用段ボールの作製費用（団体等で使用するブランドロゴ入りのものに限る）版代の作製費用（新規作製に限る）  (8)その他市長が必要と認める経費		
	(1)地理的表示（GI）保護制度登録に要する費用の支援			○補助率 (1)～(6)：税抜の1/2以内			
	(2)商標取得に要する費用の支援	○個人・法人の場合 (1)認定農業者		(7)：以下のとおり 重点作物：税抜の2/3以内 作付推進作物：税抜の1/2以内 その他：税抜の1/3以内			
	(3)有機栽培のPRIに要する費用の支援	(2)認定新規就農者					
	(4)GAPのPRIに要する費用の支援	(3)地域計画の目標地図に位置付けられた者	○全作物 ○畜産			(1)導入費用等は、必要最小限のものとする。 (2)	
	(5)商談会、品評会等への出展に要する費用の支援	○団体の場合 (1)農業協同組合 (2)3戸以上の農業者で組織する団体		○上限額 (1)～(6)：50万円まで (7)：100万円まで			
	(6)農園や農産物を紹介するHPやパンフレット、ロゴデザインの委託費用、出荷資材等の新規作製に要する費用の支援						
	(7)団体で共同出荷するためのブランドロゴ入り段ボール等の作製に要する費用の支援						

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
	ねぎ産地生産拡大事業						
	【新規就農者支援（生産）関係】						
	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	ねぎ	○補助率 2/3以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	福島さくら農業協同組合がねぎの生産のために事業実施期間内に貸出す管理機、移植機及び収穫機（以下、「各機械」という）の使用料	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）を通じて事業を実施するものとする。なお、「準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人  (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）とする。  (3)管理機6,000円/日、移植機6,500円/日、収穫機19,000円/日を単価として使用日数及び助成率を乗じて算出した額から100円未満を切り捨てた額を補助金額とする。  (4)オペレーターの人件費及び各機械の運搬費用は対象外	(1)自力もしくは、他の助成によって実施中の事業又はすでに完了した事業は補助の対象外とする。  (2)市内に住所を有し、農業を営む個人または団体であること。ただし、認定農業者の広域認定を受けた経営体が、市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合には、この限りではない。  (3)単年度中に完了する事業であること。ただし、ねぎ拡大事業については事業実施年度の3月15日までに完了する事業であること。  (4)本事業の対象となるねぎは事業実施年度に作付けされ、事業実施年度の10月1日から3月15日の間に出荷される長ねぎを指し、品種は問わない。  (5)補助対象者等は福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会及び大規模生産者とする。  (6)大規模生産者とは、事業実施年度の前年度において1.6ha以上のねぎの作付け及び出荷実績があり、かつ、事業実施年度に1.6ha以上のねぎの作付け及び出荷が見込まれる者をいう。  (7)ねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者はこの限りではない。
	【新規就農者支援（出荷）関係】						
	ねぎの生産工程の省力化のために要した費用を支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	ねぎ	○補助率 1/10以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内の福島さくら農業協同組合いわき長ねぎ選果調整施設の利用料	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）を通じて事業を実施するものとする。なお、「準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人  (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者とする。（事業実施年度内になることが確実に見込まれる者を含む。）  (3)選果調整費用400円/箱を単価として製品数及び助成率を乗じて算出した額から10円未満を切り捨てた額を補助金額とする。  (4)出荷資材代、集荷運賃、出荷運賃、市場手数料、JA手数料、全農手数料は対象外  (5)規格外品に対して生じた利用料は対象外  (6)1箱（5kg）未満の分量に対して生じた利用料は対象外	(8)補助対象者等はねぎの生育に最適な肥培管理並びに雑草及び病害虫の発生予防の措置を行い、その経過を栽培日誌に記録するものとする。  (9)補助対象者等はねぎ作付計画書に記載した各場について、作付け直後と収穫直前にねぎの作付け及び生育状況が確認できる写真を撮影し、保存すること。

事業種別	対象事業	対象者	対象作物	補助率・上限額	対象経費	事業別採択基準	共通採択基準
重点作物推進事業	【新規就農者支援（経営）関係】						
	ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	ねぎ	○補助率 定額  ○単価 2万円/10a以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内に作付け及び出荷されるねぎの作付面積	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施期間内になることが確実に見込まれる者を含む。）を通じて事業を実施するものとする。なお、「準ずる者」とは農業経営開始後3年以内の次のいずれかに該当する者を指す。 ・農業経営開始時50歳以上の農業者 ・認定農業者 ・法人  (2)大規模生産者は農業経営開始後3年目までの認定新規就農者または準ずる者（事業実施期間内になることが確実に見込まれる者を含む。）とする。  (3)事業実施期間内に作付けされるねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者が作付けするねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるかどうかを問わない。  (4)ねぎの収穫前に実施する現地確認調査（作付面積を測定するとともに生育状況を把握し、適切な肥培管理及び防除がなされているか確認するもの）を受けること。  (5)単価に作付面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とする。  (6)3a未満の作付面積は対象外	
【規模拡大等支援関係】							
	ねぎ産地拡大に寄与する作付けに対する支援	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会 (2)大規模生産者	ねぎ	○補助率 定額  ○単価 17万円/10a以内または8万5千円/10a以内  ○上限額 予算の範囲内で市長が定める額	事業実施期間内に出荷されるねぎの作付面積または事業実施期間内に出荷するねぎの作付面積から事業実施年度の前年度のねぎの作付面積を差し引いた面積（以下、拡大面積という）	(1)福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会はその構成員のうち、事業実施期間内に農業経営を開始する者または事業実施年度の前年度以前にねぎの作付け及び出荷実績が無く、事業実施期間内に初めてねぎを作付けする者並びに事業実施年度の前年度以前からねぎの作付け及び出荷を行う者を通じて事業を実施するものとする。  (2)大規模生産者は事業実施年度の前年度以前からねぎの作付け及び出荷を行う者とする。  (3)事業実施期間内に作付けされるねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるものとする。ただし、大規模生産者が作付けするねぎは福島さくら農業協同組合を通じて出荷されるかどうかを問わない。  (4)事業実施年度の前年度に作付けしたねぎは福島さくら農業協同組合以外に出荷したものを含む。  (5)ねぎの収穫前に実施する現地確認調査（作付面積を測定するとともに生育状況を把握し、適切な肥培管理及び防除がなされているか確認するもの）を受けること。  (6)単価に拡大面積を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とする。  (7)拡大面積3a未満は対象外	